

三郷市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例新旧対照表

[illegible]

(略)	(略)	(略)	(略)				
		三郷北部地区地区整備計画	都市計画法第20条第1項の規定により告示された三郷北部地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域				
別表第2～別表第8	(略)	別表第2～別表第8	(略)				
		別表第9(第4条、第6条関係)					
		三郷北部地区地区整備計画区域					
		地区の区分	<table><tr><th>1</th><th>2</th></tr><tr><td>建築物の用途の制限</td><td>建築物の敷地面積の最低限度</td></tr></table>	1	2	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度
		1	2				
		建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度				
		流通工業地区その1	次に掲げる用途に供する建築物	10,000平方メートル(保育所その他これに類するもの又は公衆便所や巡査派出所その他これらに類する公共若しくは公益上必要なものを除く。)			
		1	住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍又は下宿				
		2	図書館、博物館その他これらに類するもの				
		3	老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの				
		4	老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの				
		5	店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類するもの				
		6	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				

			7 自動車教習所 8 マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発 売所、場外車券売 場その他これらに 類するもの 9 カラオケボック スその他これに類 するもの 10 法別表第2(る) 項第1号に掲げる もの 11 畜舎 12 葬儀場、セレモ ニーホールその他 これらに類するも の(結 婚 式 場 を 除 く。) 13 公衆浴場 14 診療所 15 神社、寺院、教 会その他これらに 類するもの	
流通工 業地区 その2	次に掲げる用途に供 する建築物 1 住宅、併用住宅、 長屋、共同住宅、 寄宿舍又は下宿 2 図書館、博物館 その他これらに類 するもの 3 老人ホーム、福 祉ホームその他こ れらに類するもの 4 老人福祉センタ	2,000平方メートル (保育所その他これ に類するもの又は 公衆便所や巡査派 出所その他これら に類する公共若し しくは公益上必要な ものを除く。)		

	一、児童厚生施設 その他これらに類するもの 5 店舗、飲食店、 展示場、遊技場その他これらに類するもの(計画図の範囲に存する場合又は当該範囲の内外にわたる場合で、その敷地の過半が当該範囲内に存する場合は、これらの用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。) 6 ボーリング場、 スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 7 自動車教習所 8 マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 9 カラオケボックスその他これに類するもの 10 法別表第2(る)項第1号に掲げるもの 11 畜舎	
--	--	--

		12 葬儀場、セレモニーホールその他これらに類するもの(結婚式場を除く。) 13 公衆浴場 14 診療所 15 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
流通工業地区その3	次に掲げる用途に供する建築物	1 住宅、併用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2 図書館、博物館その他これらに類するもの 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 5 店舗、飲食店、展示場、遊技場その他これらに類するもの(計画図の範囲に存する場合又は当該範囲の外にわたる場合で、その敷地の過半が当該範囲内に存する場合は、これらの用途に供す	500平方メートル (保育所その他これに類するもの又は公衆便所や巡査派出所その他これらに類する公共若しくは公益上必要なものを除く。)

		る部分の床面積の 合計が500平方メ ートル以下のもの を除く。) 6 ボーリング場、 スケート場、水泳 場その他これらに 類する運動施設 7 自動車教習所 8 マージャン屋、 ぱちんこ屋、射的 場、勝馬投票券発 売所、場外車券売 場その他これらに 類するもの 9 カラオケボック スその他これに類 するもの 10 法別表第2(る) 項第1号に掲げる もの 11 畜舎 12 葬儀場、セレモ ニーホールその他 これらに類するも の(結婚式場を除 く。) 13 公衆浴場	
	備考 1 各地区は、三郷北部地区地区整備計画の 地区をいう。 2 この表において「計画図の範囲」とは、 都市計画法第20条第1項の規定により告 示された三郷北部地区地区計画の地区 整備計画図における「沿道商業500平方 メートル以内を許容する区域」をいう。		